

金沢市歴史的風致維持向上計画

名 称：金沢市歴史的風致維持向上計画

主 体：金沢市

計画期間：平成 20 年度～29 年度

総 論

（１）計画作成の背景

平成 20 年（2008）11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という）は、第 1 条で「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を歴史的風致と定義し、その維持及び向上を図ることを目的としているが、本市においては、昭和 43 年（1968）「金沢市伝統環境保存条例」を制定し、同様の歴史的風致を伝統環境と定義し、その保存に関する取り組みを始めた。当時、高度経済成長の下で都市開発が進行し、伝統環境の保存が大きな課題となっていたが、現在もその基本的状況に変化はなく、本市では関連する条例をさらに制定し、様々な施策を展開しながら伝統環境の保存と整備を進めている。

金沢には歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術によって形成された歴史的建造物や美術工芸品など歴史文化遺産が現在も数多く残されており、今後さらに金沢の個性を磨き・高めていくため、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、金沢の歴史的風致を後世に伝えていくことが重要である。

近年、世界遺産登録を目指した運動などに関連して身近な金沢の歴史文化遺産に対する市民の関心が大いに高まり、その価値の再評価と保護が強く求められるようになった。加えて、文化財として保護する対象の広がりや文化財相互の関連性を踏まえた周辺環境の保護や整備がますます重要となっており、今後、歴史的風致を活かしたまちづくりの展開が大いに期待されている。

（２）計画作成の目的と役割

金沢固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、「歴史まちづくり法」第 4 条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第 5 条の規定により「金沢市歴史的風致維持向上計画」を作成する。

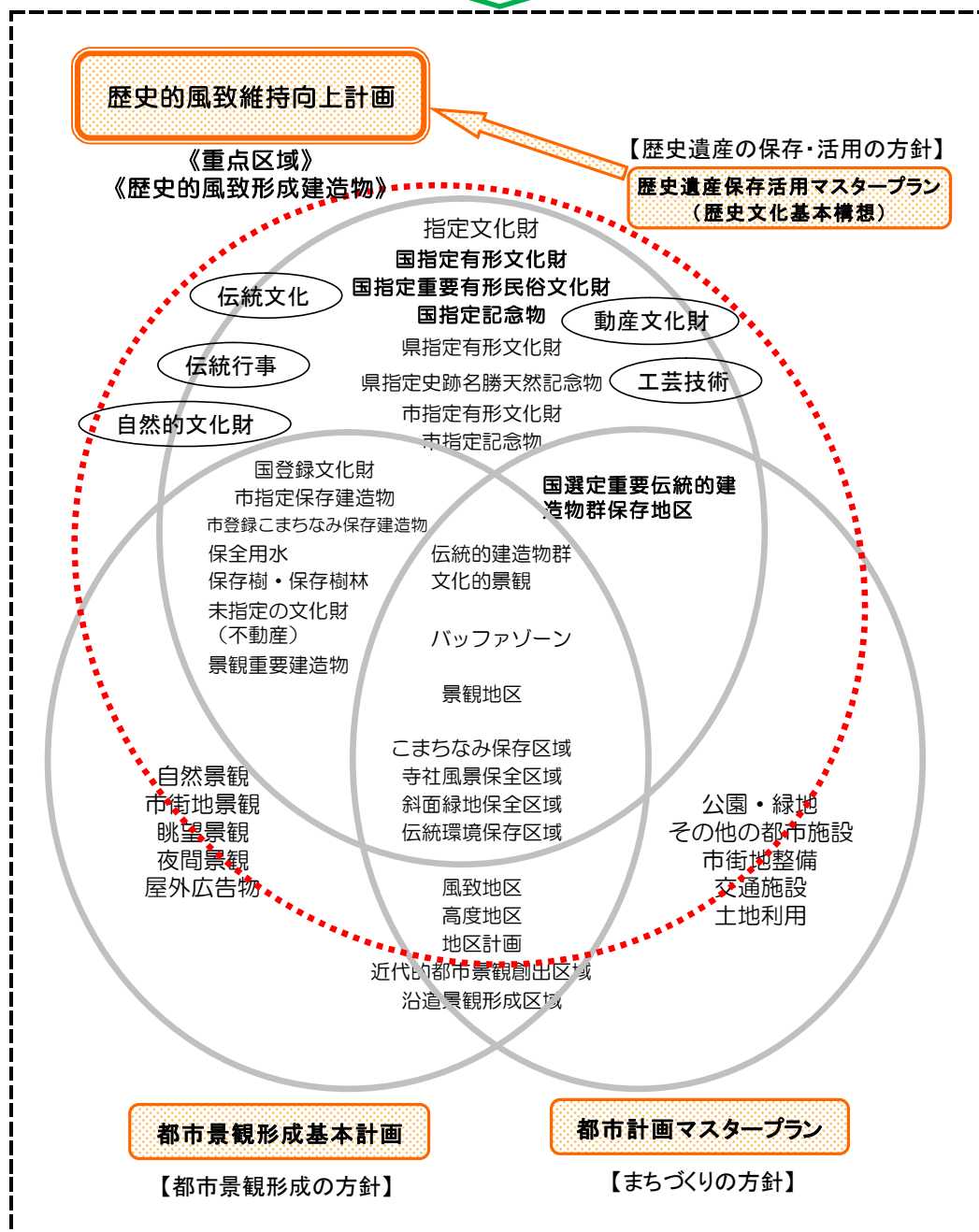
本計画は、本市の目指す「世界の交流拠点都市金沢」の実現のための計画のひとつとして位置付けられ、作成にあたっては、特に関連性の高い「歴史遺産保存活用マスタープラン（歴史文化基本構想）」、「都市景観形成基本計画」、「都市計画マスタープラン」との整合を図る。

世界の交流拠点都市金沢の実現

～市民が創る誇りあるまち～

世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画

(平成25年度～34年度)



関連計画相関概念図

(3) 計画作成の経緯

①金沢の歴史的風致に関する調査概要

計画作成の基礎資料として、金沢の歴史的風致に関連する近年の主な調査成果に以下のものがある。

「金沢市史」(平成元年～18年)は調査に基づき作成された精度の高い体系的な資料であり、通史編のほか特に以下のものを資料とする。

- 「金沢市史資料編(建築・建設)」,平成10年
- 「金沢市史(絵図・地図)」,平成11年
- 「金沢市史(考古)」,平成11年
- 「金沢市史(民俗)」,平成13年
- 「金沢市史(美術工芸)」,平成13年

歴史的建造物に関する主な調査として以下のものを資料とする。

- 「金沢の歴史的建築」,昭和61年
- 「金沢の歴史的建築と街並み」,平成4年
- 「金沢市寺院群景観及び建造物」,平成7年
- 「金沢市歴史的建造物調査」,平成11年～14年
- 「石川県近代化遺産1次調査」,平成18年
- 「金沢の土蔵保存調査」,平成19年、20年

歴史的街並み等に関する主な調査として以下のものを資料とする。

- 「こまちなみ保存計画策定調査」(里見町区域他9区域),
平成7年～13年
- 「卯辰山山麓寺院群保存対策に関する調査」,平成10年
- 「金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存対策調査」,平成13年
- 「金沢市主計町伝統的建造物群保存対策調査」,平成14年
- 「金沢市卯辰山山麓寺院群区域伝統的建造物群保存対策調査」,
平成18年

- 「城下町金沢の文化的景観保存調査」,平成19年、20年

史跡等に関する主な調査として以下のものを資料とする。

- 「金沢城跡一金沢城跡遺構実態調査概要一」,平成5年
- 「戸室石引き道調査」,平成7年
- 「金沢市用水保全計画策定調査」,平成8年～
- 「金沢の用水・こぼし調査」,平成12年
- 「塩硝の道一五箇山から土清水へ」,平成14年
- 「金沢市惣構堀個別遺構現況調査」,平成17年
- 「金沢の広見現況調査」,平成19年
- 「野田山加賀藩主前田家墓所調査」,平成20年
- 「長坂用水調査研究」,平成20年

- 「辰巳用水詳細測量調査」，平成 17 年～20 年
- 「金沢城惣構跡Ⅰ―西外惣構跡・東内惣構跡―」，平成 20 年
名勝に関する主な調査として以下のものを資料とする。
- 「金沢市庭園保存調査」，平成 14 年～
民俗に関する主な調査として以下のものを資料とする。
- 「金沢市の寺院群民俗行事調査」，平成 11 年

以上、金沢の歴史的風致に関する主な既往の文献・調査資料のほか、平成 19 年 10 月、国の文化審議会文化財分科会企画調査会の報告で提言された「歴史文化基本構想」の主旨に鑑み、本市では平成 20 年度に「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン」を策定した。同マスタープランでは、金沢の個性を示す都市の基本構造と歴史遺産の現状を把握し、それらの歴史的変遷と独自性・関連性に基づきその価値を明らかにし、その保存・活用のための方針と方策を示した。

②歴史的風致に関する調査の結果

前述の基礎資料や「金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン」策定に係る調査によって、金沢には現在も多く歴史文化遺産が残っていることが明らかになった。

旧城下町を基盤とする中心市街地には、中世寺内町を起源とする近世城下町の都市構造が現在も良好に残り、近代までの歴史的建造物、歴史的街並み及び伝統文化や工芸技術（伝統産業）が一体となって形成する多種多様の歴史文化遺産が集積している。また、近代以降に本市に編入された周辺地域には、中世以前の歴史を伝える重要な遺跡や、旧金沢城下町と密接な関わりのあった集落や街道などが自然環境と一体で残っている。

加えて、これらの歴史文化遺産は、金沢の伝統文化や豊かな食文化、独創的な伝統地場産業、地域コミュニティなど「金沢の個性」を理解する手がかりともなっており、その存在は現在の市民生活にも大きな影響を与えている。

③作成経過

○平成 20 年 5 月 23 日（金）

- ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布

○同 年 6 月 10 日（火）

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」作成に向けた庁内協議

○同 年 7 月 18 日（金）

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」作成に向けた庁内協議

○同 年 8 月 13 日（水）

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」作成に向けた庁内協議

○同 年 9 月 5 日（金）

金沢市歴史まちづくり協議会（第 1 回準備会）の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」の構成、重点区域の範囲、歴史的風致形成建造物の指定方針等の他、パブリックコメントの内容について議論

- ・主な意見：

※市の取り組みに国の支援が受けられるようになることはよい

※市のこれまでの取り組みの独自性を堅持していく必要がある

※パブリックコメントについては、内容を平易に説明し、市民が理解しやすいように計画案を提示する必要がある

○同 年 9 月 10 日（水）～10 月 9 日（木）

パブリックコメントの実施

- ・主な意見：

※本計画は、金沢の特徴を最も引き出すことのできるものであり、早期実現を期待する

※「重点区域」が設定されることにより、市民が広範囲で「まちなみ」を再認識できることが期待できる

※「重点区域」として旧城下だけでなく丘陵・台地を含めることは適切である。また、外港であった金石・大野地区なども区域とすることを今後検討してほしい

※景観計画、都市計画、独自条例による規制・誘導をあわせて実施することは歴史的風致の維持向上に非常に有効である

※「歴史的風致維持向上地区計画」の取り組みも記載してほしい。

※一定条件を満たす町屋、寺社建築、石積み擁壁なども「歴史的風致形成建造物」の指定を検討してほしい

○同 年 10 月 3 日（金）

歴史まちづくり法北陸ブロック説明会の開催

主催：国土交通省北陸地方整備局、石川県、金沢市

共催：文化庁、農林水産省

会場：金沢市アートホール

内容：①歴史まちづくり法についての説明

②事例紹介「佐渡金山遺跡を活かしたまちづくり事業」

③基調講演「金沢の歴史・文化を活かしたまちづくり」

④パネルディスカッション「歴史を紡ぐまちづくり」

○同 年 10 月 16 日（木）

金沢市歴史まちづくり協議会（第 2 回準備会）の意見聴取

- ・パブリックコメントの結果と意見に対する考え方（案）、国の基本方針（案）に基づく計画案の一部修正について意見聴取

- ・主な意見

- ※維持向上すべき歴史的風致の内容が充実し解りやすくなった

- ※まちづくりとの連携（課題）について防災的観点からの記載も必要である

- ※ハード的な整備事業だけでなく町家活用のための事業などソフト的的事业にも支援がさらに拡大することを期待する

○同 年 10 月 17 日（金）

金沢市文化財保護審議会の意見聴取

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」の概要について報告

- ・主な意見

- ※本市にふさわしい計画である

- ※文化財等の保存、活用（復元）に有効である

- ※緑地保全のための用地買収費にも国の支援が得られるとよい

○同 年 10 月 21 日（火）

歴史都市推進プロジェクトの開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」確定に向けた庁内協議

- ・パブリックコメントの意見に対する庁内調整

○同 年 11 月 4 日（火）

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行

金沢市歴史まちづくり協議会（法定協議会）の設立

第 1 回金沢市歴史まちづくり協議会の開催

- ・「金沢市歴史的風致維持向上計画（案）」について協議

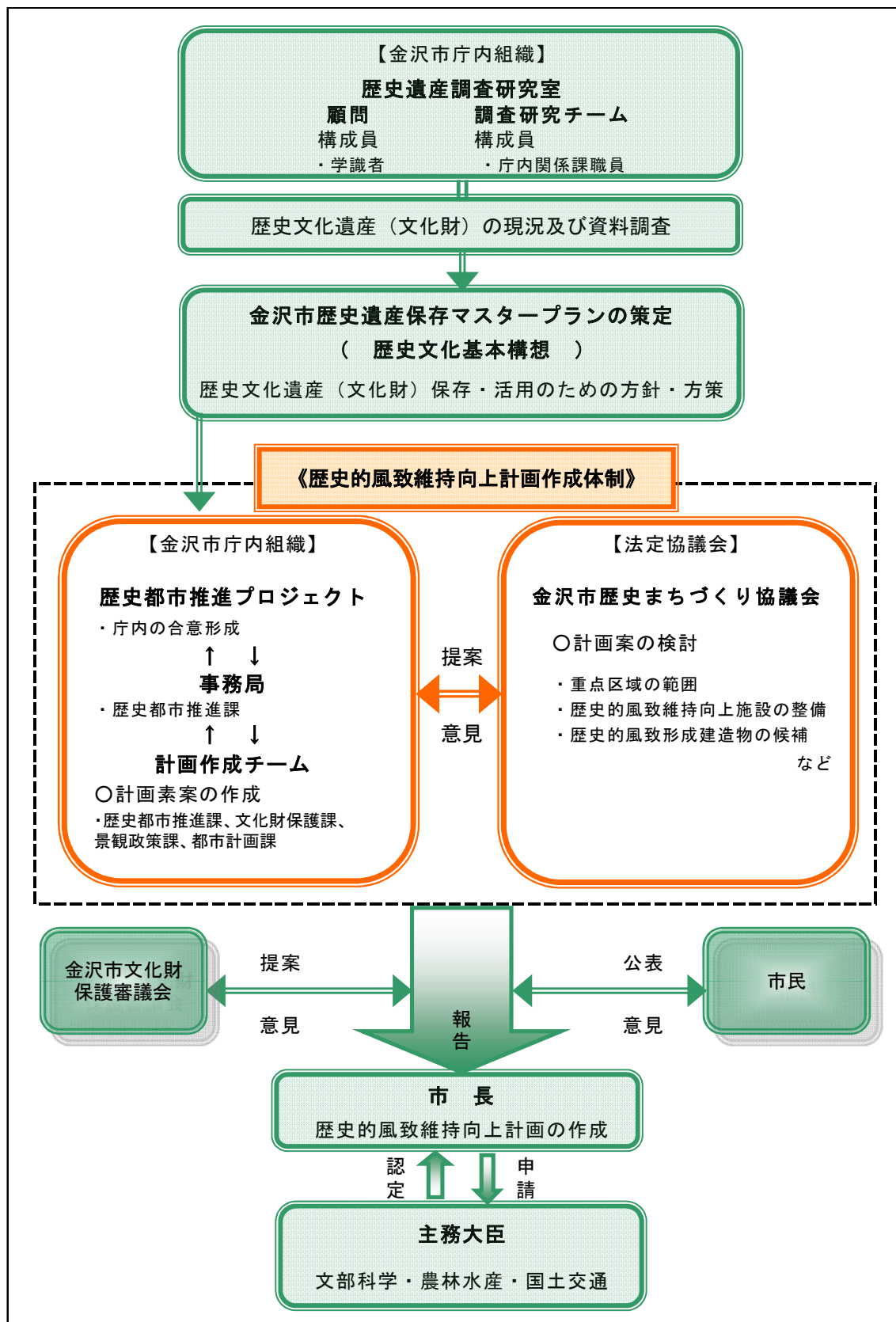
- ・主な意見

- ※概ね妥当であると認める

- 同 年 11月6日(木)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」を国へ申請
- 平成21年 1月19日(月)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の認定
- 平成22年 2月 9日(火)
金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)、パブリックコメントの内容について議論
 - ・主な意見 ※概ね妥当であると認める
- 同 年 2月12日(金)
金沢市文化財保護審議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)の概要について報告
 - ・主な意見 ※概ね妥当であると認める
- 同 年 2月17日(水)～3月18日(木)
パブリックコメントの実施
 - ・主な意見
 - ※百間堀や白鳥堀など、金沢城のお堀を大規模に復元し、活用が図れないか
 - ※金沢城公園を広域避難公園としたらどうか。また、誘導サイン等も検討してほしい
- 同 年 3月23日(火)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請
- 平成22年 5月14日(金)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
- 平成23年 1月17日(月)
金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 1月21日(金)
金沢市文化財保護審議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について報告
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 1月27日(木)～2月25日(金)
パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 3月 1日(火)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請

- 平成 23 年 3 月 31 日 (木)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
- 平成 24 年 2 月 20 日 (月)
金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 2 月 1 日 (水) ～ 3 月 1 日 (木)
パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 3 月 7 日 (水)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請
- 同 年 3 月 30 日 (金)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
- 平成 25 年 3 月 1 日 (金)
金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 2 月 5 日 (火) ～ 3 月 6 日 (水)
パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 3 月 21 日 (木)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請
- 同 年 3 月 29 日 (金)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
- 平成 26 年 2 月 21 日 (金)
金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 2 月 5 日 (水) ～ 3 月 6 日 (木)
パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 3 月 10 日 (月)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請
- 同 年 3 月 31 日 (月)
「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定

- 平成 27 年 1 月 21 日（水）～2 月 18 日（水）
 - パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 2 月 27 日（金）
 - 金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 2 月 27 日（金）
 - 「金沢市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更を国へ届出
- 平成 28 年 1 月 19 日（火）～2 月 17 日（水）
 - パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 2 月 24 日（水）
 - 金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 2 月 26 日（金）
 - 「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請
- 同 年 3 月 31 日（木）
 - 「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更認定
- 平成 29 年 1 月 17 日（火）～2 月 15 日（水）
 - パブリックコメントの実施
 - ・主な意見 ※意見なし
- 同 年 2 月 24 日（金）
 - 金沢市歴史まちづくり協議会の意見聴取
 - ・「金沢市歴史的風致維持向上計画」変更(案)について議論
 - ・主な意見 ※妥当であると認める
- 同 年 2 月 27 日（月）
 - 「金沢市歴史的風致維持向上計画」の変更を国へ申請



計画作成フロー図

(4) 計画の実施・推進体制

本計画に定める事業等の実施・推進に関しては、計画推進体制として関連法令や条例の担当課（事務局）とその法令や条例等に基づき既に設置されている審議組織を位置付ける。計画実施体制として事業設計案を作成する各担当課及び関連する歴史文化遺産（文化財）を調査する歴史遺産調査研究室が連携する。

計画実施体制から提案された設計案や建造物の新たな指定候補は、事務局を通じて該当する審議組織に付議され、審議結果が事務局を通じて計画実施体制に伝達される。

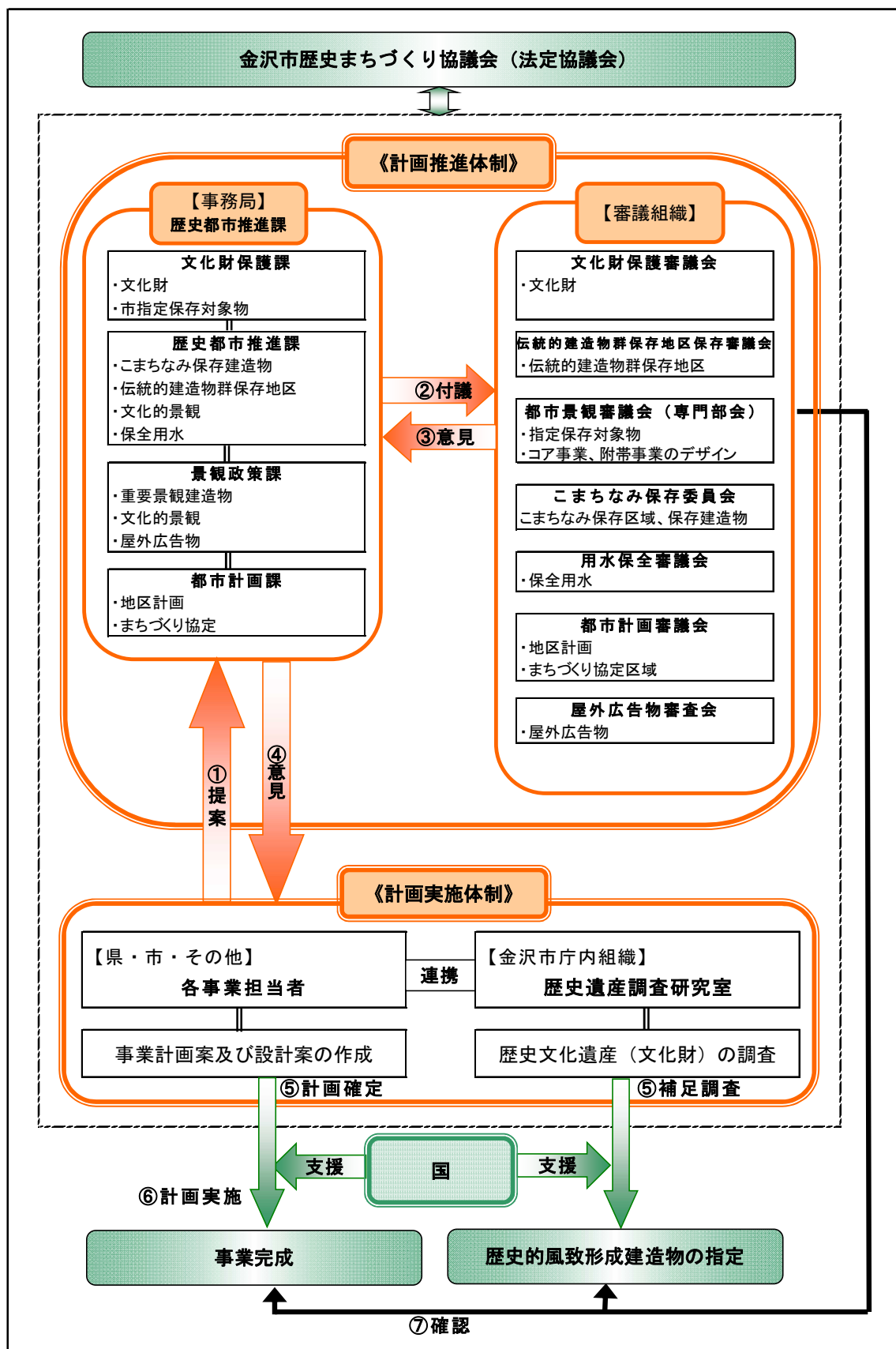
審議結果に基づき設計案の修正や補足調査を行い確定したものを実施することとし、その実施においては国の財政的、技術的支援を受ける。

事業完成後、該当する審議組織が現地の確認を行い、その成果（または課題）を検証し、結果をフィードバックしながら予定される実施計画の精度を高めていく。

なお、本計画の実施、推進その他計画に関わる事項については、法定協議会である「金沢市歴史まちづくり協議会」が総括する。

〔金沢市歴史まちづくり協議会委員名簿〕（平成 29 年 3 月現在）

構 成	氏 名	役 職
学識経験者	嶋崎 丞	石川県立美術館長（文化財）
	竺 覚暁	金沢工業大学教授（建築史）
	森 俊偉	金沢工業大学環境・建築学部長（建築）
	川上 光彦	金沢大学名誉教授
	屋敷 道明	郷土史家（郷土史）
	北浦 勝	金沢職人大学校校長
石川県	二塚 保之	都市計画課長
	猿田 秀一	公園緑地課長
	浅田 隆	文化財課長
金沢市	詩丘 樹持	文化スポーツ局長
	松倉 剛弘	農林局長
	浅川 明弘	土木局長



計画の実施・推進体制図

(5) 文化財部局とまちづくり部局の連携体制

本市では、文化財の保護と一体となったまちづくりの推進を目指し、文化財保護行政とまちづくり行政との連携を強化するため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成13年度より市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることとした。具体的には、文化スポーツ局長に文化財の保護に関する事務を補助執行させ、当該事務に関する決裁は文化スポーツ局長に専決させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会の決裁事項としている。

○ 教育委員会の決裁事項である文化財保護に関する事務

①金沢市文化財保護条例に基づく次の事務

- ア. 市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定に係る市文化財保護審議会への諮問
- イ. 市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定
- ウ. 市指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除に係る市文化財保護審議会への諮問
- エ. 市指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除
- オ. 市指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表に係る市文化財保護審議会への諮問
- カ. 市指定文化財の管理に関する勧告に従わない場合の公表
- キ. 市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定に係る市文化財保護審議会への諮問
- ク. 市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定
- ケ. 市選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除に係る市文化財保護審議会への諮問
- コ. 市選定保存技術の選定の解除及びその保持者又は保存団体の認定の解除

②金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく次の事務

- ア. 伝統的建造物群保存地区保存の保存に関する計画（以下「保存計画」という）の策定に係る市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「保存審議会」という）への諮問
- イ. 保存計画の策定
- ウ. 保存計画の変更に係る保存審議会への諮問
- エ. 保存計画の変更

③文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務

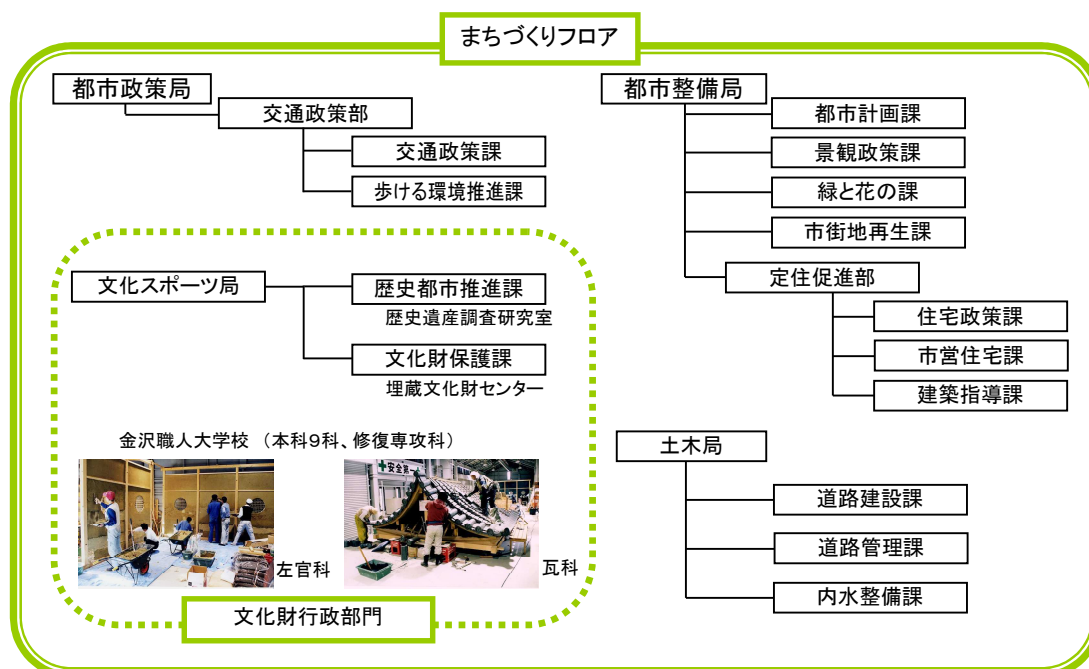
④文化財の保護に関する事務に係る法令及び条例に基づく教育委員会の
所管に属する各種委員会等の委員の委嘱に関する事務

これらの事務のほか、補助執行に関する規則で文化スポーツ局長が専決する文化財保護に関する事務のうちでも、特に重要であると認められるものについては教育委員会に諮らなければならないこととしている。

このように、本市では地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、根幹をなす事務を市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

組織として、文化スポーツ局内に文化財の保護・活用を担当する「歴史都市推進課・文化財保護課」を置き、文化財を含む市域の歴史的資産全般の保全、活用、整備並びに指導等に関する業務を行っている。また、歴史都市推進課内に各分野の有識者を顧問とする「歴史遺産調査研究室」を設置し、市内の有形・無形の歴史文化遺産の情報の集積及び調査・研究を進めている。

また、文化財保護とまちづくりの整合を図るため、都市政策局、都市整備局及び土木局の関連課を「まちづくりフロア」として一体的に集中配置することにより、関連課の部局横断的な連携の強化を図っている。



文化財保護のための推進組織体制

○（公社）金沢職人大学校

手仕事のまちとして歩んできた金沢には、藩政期から職人の高度な伝統技能が伝えられてきた。本市は、これらの伝統技能を継承していくため平成8年（1996）金沢職人大学校を開校し、中堅職人を対象として高度な匠の技と職人としての生き方を教えている。

修了生は、市内の文化財をはじめとする歴史的建造物の修復事業に携わり、高い評価を得ている。

本科（9科）：石工、瓦、左官、造園、大工、畳、建具、板金、表具の専門分野で3年間学ぶ。

修復専攻科：本科修了生を対象に、さらに高度な歴史的建造物の修理技術を3年間学ぶ。